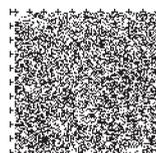


大綱
4

心豊かな人材を育み、
郷土の歴史文化を大切にすまち



大綱4 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち

1 幼児教育の充実

施策の現状

幼児教育は、一人ひとりの幼児が生きていくための基礎となる力を身に付けられるようにすることが求められています。そのため、幼児の主体的な活動を促すだけでなく、遊びを通じた総合的な指導が重要となっています。また、生涯にわたる人格形成や、「生きる力」の基礎を培うことを重視して教育を進める必要があります。

近年、基本的な生活習慣が身に付いていない、自分の思いを言葉にできないなど、実年齢よりも気持ちが幼い幼児が増加しています。幼稚園での生活において、基本的な生活習慣の習得やコミュニケーション能力、自分で考えて行動する力、気持ちをコントロールする力などの育成を目指し、自立に向けての取組みを推進しています。

施策の課題

幼児教育を推進するため、家庭や地域と連携するだけでなく、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた小学校との連携、教員を対象とした研修の充実、保護者に対しての支援体制の充実、特別支援教育の充実等を図っていくことが課題です。

施策の目的

幼稚園・家庭・小学校・地域が相互に連携しあい、教育環境の整備を図り、幼児期に最もふさわしい教育が展開できることを目的とします。

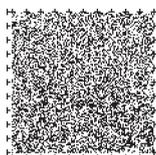
施策の内容

(1) 子どもたちの人間形成の基礎づくりの支援

幼児期は将来を担う子どもたちの基礎づくりの時期であることから、基本的な生活習慣の習得を図り、自分の力で行動する自立心を養う教育を進めます。

また、友だちとの遊びなどを通して、人とのかかわり方を体得したり、自分の気持ちを言葉で表現しながら、コミュニケーション能力を育みます。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | ○基本的な生活習慣の習得に向けた指導
○食育の推進
○コミュニケーション能力の育成や自立心の育成 |
|-------|--|



(2) 小学校との連携

子どもたちの小学校入学に対する不安を解消するなど、安心して小学校の生活に移行できるよう小学校との連携を図ります。

また、教員間で幼児期から児童期の成長発達を理解し、学びの連続性を踏まえた指導を行います。

さらに、幼児と小学生の異年齢交流体験を通して、緊張感をほぐし、不安を乗り越えていくことでスムーズな移行と成長を促します。

主な取組み ○子どもの交流活動の推進
○教員間の連携強化

(3) 教員の資質・能力の向上

研修の質を高め、様々な分野の理解を深めながら、教員の資質・能力の向上を図ります。

また、若い保護者の特性を知り、子育ての悩みや育児についての指導力を高めていきます。

主な取組み ○教員研修の充実

(4) 保護者への支援体制の充実

保護者が参加できる幼稚園行事や保育活動等の機会をつくります。

また、保護者への支援体制を整え、幼児教育のニーズに対応するために、多様な保育サービスを実施していきます。

さらに、幼稚園と保護者が一体となり子どもを育てているという認識を持つことで、子育ての楽しさに気付き、伸び伸びとした子育てができるよう支援し、子どもの健やかな成長に繋げていきます。

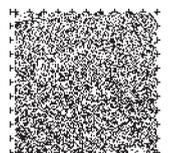
主な取組み ○保護者が参加できる幼稚園行事や保育活動等の充実
○教育時間外の保護者支援
○子育てについての相談の場の提供
○「3つのめばえ*」の活用
○3年保育の検討・実施

(5) 幼稚園と保育所の連携

異なる保育体系の中で、保育内容について共有できる部分を具体的に検討しながら職員間で実践していきます。

また、子どもにとって一日を楽しく生活する幼稚園・保育所としての役割を担い、充実した生活が実現できるよう連携の強化を図ります。

主な取組み ○幼保一体化事業の充実



(6) 特別支援教育の充実

特別な支援を要する幼児の指導に当たっては、教員が幼児の特性を理解し、教育方法についての知識と経験を深めていきます。

保護者や関係機関との連携を図り、計画的、組織的に協力体制や支援体制の充実を図ります。

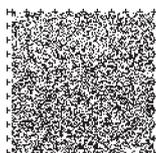
主な取組み ○特別な支援を要する幼児の特性に応じた指導方法の推進
○支援体制の強化

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
幼稚園と小学校の交流活動	回	22	28	

協働の指針

- 家庭における基本的な生活習慣、けじめを身に付けさせます。
- 園施設の維持管理に協力します。
- 地域一体となって幼児の安全対策を進めます。
- 地域の健全な教育環境づくりに協力します。



2 学校教育の充実

施策の現状

少子高齢化、グローバル化*、知識基盤社会*などが急速に進む変化の激しい社会において、子どもたちに学ぶ意欲と確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力、社会性や集団性を育む学校教育を推進していくことが求められています。

本市では、児童生徒の学力向上やいじめ、学校不適應への対応など、きめ細かな指導を行うため、教員の指導力向上に取り組むとともに、心理専門員、スクールソーシャルワーカー*及び適応指導教室*訪問指導員・相談員を配置し、特別支援教育も含めた総合的な相談・支援体制の構築を図っています。

また、すべての小・中学校が、コミュニティ・スクール*として地域や児童生徒の実態等に応じて、学校・家庭・地域が一体となった特色ある教育活動を推進しています。

学校の施設・設備については、安全で快適な教育環境を整えるため、平成27(2015)年度までにすべての校舎や屋内運動場の耐震補強工事を完了し、また、平成28(2016)年度にはすべての小・中学校に空調設備を設置しました。

さらに、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、教育センター及び新たな学校給食センターの整備を推進しています。

施策の課題

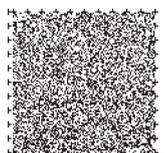
子どもたちが自立し、自らを律しつつ、ともに豊かに生き抜いていくためには、これまでも増して「基礎的・基本的な知識・技能の習得」、「それを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」を養うことが必要です。

学校が核となって家庭や地域との連携を図りながら、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を行うとともに、児童生徒一人ひとりの学びを、「何を知っているか」とどまらず、「何ができるようになるか」に発展させる指導・支援が必要です。

また、人権教育や道徳、社会の変化に対応した教育の充実、食育、心身の健康づくりを推進するとともに、不安や悩み等のストレスを抱える児童生徒や保護者への対応、いじめや不登校といった問題への、教育と福祉の連携した対応が求められています。

さらに、小・中学校の適正規模・適正配置など、今後の望ましい学校のあり方を検討していく必要があります。

施設の整備については、安全で快適な教育環境を確保するため、校舎及び屋内運動場等の非構造部材の耐震化、落下防止対策を進めるとともに、老朽化した施設等の改修が課題となっています。



施策の目的

学校教育においては、学習指導要領*の趣旨を生かし、子どもたちに確かな学力や豊かな人間性、健やかな体を自ら育み、よりよく生きようとする自助の意欲「生きる力」、他者を尊重して、助け合おうとする共助の意欲「絆」、知性や感性といった「情操」の「総合的な人間力」を育むことを目指します。

施策の内容

(1) 学ぶ意欲と確かな学力を育む教育の充実

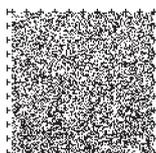
学習指導要領の着実な実施に努め、児童生徒一人ひとりの「学ぶ意欲と確かな学力」の育成に向け、基礎的・基本的な知識・技能を着実に身に付けさせるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や人間性を育み、主体的に学習に取り組む態度が身に付くよう「楽しく、わかる」授業の充実を図ります。

- 主な取組み
- 学力向上を目指した教育の展開
 - 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた「学びの改革」の推進
 - 小・中学校9年間を一貫した教育の推進
 - 国際社会で活躍できるコミュニケーション能力の育成のための教育の推進
 - 環境・キャリア教育等、多彩な指導の推進
 - 情報通信ネットワークを活用した学習、プログラミング教育、情報モラル*教育の推進
 - 理数系人材の育成

(2) 豊かな人間性を育む教育の充実

多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする「特別の教科 道徳」を要として教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進し、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。また、体験活動等を通して、道徳性や規範意識、社会性を育む教育を推進します。

- 主な取組み
- 道徳教育の充実
 - 体験活動の充実
 - 規律ある態度の育成
 - 読書環境の充実と読書活動の推進
 - 「久喜の子ども、5つの誓い*」の推進



(3) 体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実

体育の授業を中心とした児童生徒の体力向上を図る教育、学校給食や学校ファーム*の取り組みを通じた食育、基本的な生活習慣を培う学校保健の取り組みを推進します。

- 主な取組み
- 学校体育の充実
 - 生涯にわたる心身の健康保持増進や豊かなスポーツライフを実現する力の育成
 - 食育の推進
 - 学校保健の充実

(4) 学校における人権教育の充実

学校における人権教育の充実を通して、児童生徒の人権意識の高揚に取り組みます。

また、教職員の人権感覚の向上を図るために、指導内容等の工夫・改善に向けた人権教育の研修を実施します。

- 主な取組み
- 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒を育む人権教育推進体制の充実
 - 「人権感覚育成プログラム*」の普及・活用
 - 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

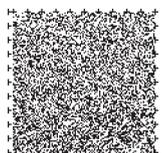
(5) 自立する力を育む教育の充実

様々な体験を通して、子どもたちに可能性に挑戦するために必要な力を育みます。将来の自分の姿をしっかりと考え、夢の実現に向けて「どのような力を身に付けていけばよいのか」を考えることができるよう、学校・地域・事業所が一体となって支援します。そのために、学校や学級内の人間関係を整えるとともに、児童生徒の自己を見つめ考えることを大切にされた生徒指導体制を確立します。

また、各種相談員等を配置し、学校と連携しながら、保護者からの要請に応じて、教育的支援を必要とする子どもや保護者を支援する体制を整えます。

さらに、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、教育センターを整備し、就学相談や発達相談、教職員研修等の充実を図るとともに、児童館子育て支援センターが併せて整備される利点を生かし、乳幼児期から学齢期までの子育てや発達に関する相談・支援体制について、一元的な対応を推進します。

- 主な取組み
- 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要な力の育成
 - 生き方教育としての進路指導・キャリア教育の充実
 - 相談・指導体制の充実
 - いじめ、不登校、非行・問題行動の防止対策の推進
 - インクルーシブ教育体制*の整備・充実
 - 就学支援・相談の充実
 - 日本語指導の推進
 - 教育センターの整備



(6) 安全教育の充実

子どもたちが災害時に危険を予測し回避するために、子どもたちへの安全教育を進め、主体的に行動できるようにするとともに、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進します。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | ○児童生徒の危機回避能力の育成
○交通安全教育の充実
○学校の危機管理体制の整備・充実
○防災に係る教職員の研修の実施 |
|-------|--|

(7) 教職員の資質・能力の向上

教職員の経験年数や専門性に応じた適切な研修を計画的に実施します。また、研修の質を高め、教職員の指導力と使命感の向上を図ります。

さらに、「教職員評価システム*」を活用し、教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | ○教職員研修の充実
○校内研修の活性化の指導・支援
○「教職員評価システム」の活用
○教職員の健康管理・メンタルヘルス*の推進 |
|-------|--|

(8) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

市内小・中学校に設置した学校運営協議会*制度（コミュニティ・スクール）を活用し、学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、ともに協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

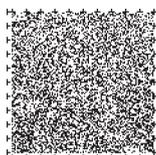
- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | ○学校運営協議会の活動の充実
○学校応援団*の充実
○学校・家庭・地域の連携強化による学校マネジメントの推進 |
|-------|--|

(9) 安全の確保

小・中学校への不審者の侵入による被害を防ぐために、小学校安全監視員*の配置や防犯カメラ設置をするとともに、下校時の児童生徒への安全対策として市職員による通学路巡回パトロールを実施します。

また、防災行政無線による定時チャイム直後に帰宅を呼びかける放送を実施し、児童生徒の安全確保に努めます。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | ○防犯対策の充実
○交通安全対策の充実
○施設・設備の安全対策の実施
○小・中学校等放射線量測定の実施 |
|-------|--|



(10) 学校の適正規模・適正配置の推進

本市における児童生徒数は、ピーク時の半数近くに減少し、小・中学校の小規模化が進んでいます。学校の小規模化は、子どもたちを取り巻く教育環境に様々な影響を及ぼし、教育活動や学校運営に課題が生じることが懸念されることから、小・中学校の適正規模・適正配置を進めます。

主な取組み ○学校の適正規模・適正配置の推進

(11) 学校施設・設備の整備・充実

安全で快適な教育環境を確保するため、校舎及び屋内運動場等の非構造部材の耐震化、落下防止対策を行うとともに、老朽化した施設の計画的な改修や校庭の遊具等の点検及び修繕を実施します。

また、教育活動に必要な教材及び情報機器の整備充実や、タブレット端末等の有効活用を図るとともに、情報セキュリティの確保に努めます。

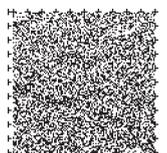
主な取組み ○学校施設の非構造部材の耐震化の推進
○学校施設の計画的な改修
○学校 ICT*、教育情報ネットワークの活用
○学校教材・備品の計画的な整備
○学校図書館の充実

(12) 学校給食の充実

児童生徒の健全な発達に資するための栄養バランスの取れた、安全・安心な学校給食を提供するとともに、地産地消を推進するなど、良質で安全な食材の確保に努めます。

また、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、市内全ての児童生徒に給食を提供するため、新たな学校給食センターを整備します。

主な取組み ○新たな学校給食センターの整備
○安全・安心な学校給食の提供
○食育の推進
○学校給食の衛生管理の徹底
○学校給食食材の放射性物質検査の実施

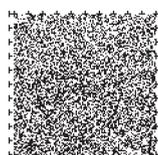


成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
校舎及び屋内運動場等の非構造部材の落下防止対策をした施設数	施設	3	37	
地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	%	15.2	17.0	
1日1回は読書をしている児童生徒の割合	%	小学校 83.1 中学校 71.7	小学校 95.0 中学校 90.0	
「学校が好きだ」と考えている児童生徒の割合	%	小学校 91.2 中学校 92.0	小学校 92.0 中学校 92.0	
新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク（ABC）の児童生徒の割合	%	小学校 85.6 中学校 86.2	小学校 90.0 中学校 90.0	
毎日朝食を食べている児童生徒の割合	%	小学校 96.5 中学校 95.4	小学校 100 中学校 100	

協働の指針

- 子どもたちの地域教育、家庭教育に努めるとともに、学校教育に協力します。
- 地域での見守り活動に協力します。
- 家庭や地域において子どもの食に関する関心と理解を深め、健全な食習慣の形成に努めます。



3 高等教育機関との連携

施策の現状

人口構造や社会経済情勢の変化及び多様化する市民ニーズに的確に対応するため、行政課題は、高度化・複雑化・専門化しています。

一方、高等教育機関においては、教育ニーズの多様化、少子化による教育市場の縮小などの環境の変化に対応する必要があります。

本市では、大学等から市民大学に講師として教授等を招くなど、市民の生涯学習活動を中心に、高等教育機関と連携しています。

また、平成28(2016)年3月に、久喜市と平成国際大学との連携に関する基本協定を締結しました。これにより、本市と大学が包括的な連携のもと、教育、産業、防災、福祉、まちづくり等の様々な分野で、地域の活性化に取り組んでいます。

施策の課題

団塊の世代を中心として生涯学習活動に対する需要が増加していることから、高等教育機関が地域社会の教育・学習機関として活用されるよう、より一層の連携が求められています。

さらに、高等教育機関の持つ優れた学術研究機能を地域の活性化やまちづくりに活用することが必要です。

施策の目的

高等教育機関との連携を促進し、その知的資源等を活用することにより、地域を活性化させます。

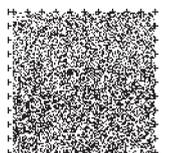
施策の内容

(1) 高等教育機関との連携

高等教育機関と市民の生涯学習との連携を進めます。

さらに、高等教育機関の持つ知的資源を活用した、産業振興に向けた産学官連携を促進します。

- | | |
|-------|-------------|
| 主な取組み | ○生涯学習との連携促進 |
| | ○産学官との連携強化 |



(2) 学生との交流促進と地域の活性化

学生と地域との交流促進や高等教育機関の人材の活用を図るなど、大学等との連携による地域の活性化を推進します。

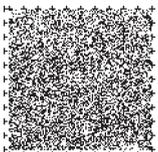
- 主な取組み
- 学生と地域との交流促進
 - 高等教育機関の人材活用

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
高等教育機関と民間事業所の連携事業数	事業	0	1	
市と高等教育機関の連携事業数	事業	15	20	

協働の指針

○高等教育機関との連携事業に関心を持ち、イベントなどに積極的に参加します。



4 青少年の健全育成

施策の現状

近年、少子化、核家族化の進行による生活様式や意識の変化から、地域社会における人間関係の希薄化が指摘されています。

このような中、青少年の社会的自立の遅れや地域でのふれあい体験が不足していることに起因する凶悪事件やいじめ問題が発生し、また、インターネットやスマートフォンから不適切な情報を得やすい環境になっているなど、青少年を取り巻く環境には、多岐にわたる課題があげられます。

本市では、警察、学校、青少年健全育成団体等で構成する青少年問題協議会を組織し、青少年を取り巻く環境の共通認識を図っています。

また、市内各地区にある青少年健全育成を目的とする団体を中心に、青少年非行防止パトロールや有害広告物の撤去、青少年健全育成事業の実施など、青少年を取り巻く環境づくりにより地域ぐるみで取り組んでいます。

施策の課題

家庭・学校・地域など社会全体が連携し、青少年の成長を支え、見守り続ける体制が必要となっています。

そのためには、人材・情報等のネットワーク化を図り、協働で取り組むことができる体制をつくる必要があります。

施策の目的

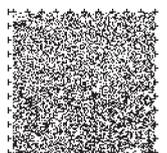
健やかで社会的に自立した心豊かな青少年の育成のため、家庭・学校・地域が見守る社会、地域の中での体験活動や世代間交流が活発に行われ、子どもたちの人間性や社会性が育まれる社会づくりを目指します。

施策の内容

(1) 青少年の活動促進

青少年の自主性や社会性を育むため、各種青少年健全育成事業に関する情報を適切に発信し、青少年の社会参加を促進します。

主な取組み ○青少年の社会参加への促進



(2) 青少年団体の活動支援

青少年の社会参加を促進するため、各地区の青少年健全育成団体の活動を支援します。

主な取組み ○青少年団体の活動支援

(3) 青少年を取り巻く環境の浄化

地域、警察、青少年健全育成団体等と連携して、青少年非行防止パトロールの実施をはじめ、有害広告物の撤去など、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。

主な取組み ○地域や関係機関等との連携強化
○青少年非行防止パトロールの実施

(4) 青少年を支える体制づくり

青少年問題協議会を定期的を開催し、青少年を取り巻く環境の共通認識を図ります。また、新規の青少年相談員の確保を図ります。

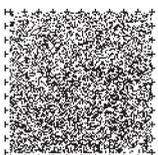
主な取組み ○青少年を支える意識の啓発活動
○青少年相談員の確保

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
青少年相談員の人数	人	8	12	
青少年健全育成団体事業に参加する児童・生徒数	人	774	800	

協働の指針

- 地域での青少年健全育成に努めます。
- 青少年健全育成に向けた環境づくりを進めます。
- 青少年健全育成のため未成年者へのたばこ・酒等の販売をしません



5 人権教育の推進

施策の現状

21世紀は、「人権の世紀」と言われているにもかかわらず、現在においても同和問題をはじめ、女性や子ども、障がい者、高齢者、外国人などに対する様々な人権問題が発生しています。

本市では、人権教育研修会や講座の開催、啓発冊子の作成・配布、人権教育ビデオの貸し出し、教育集会所事業等を実施し、広く人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を目指すとともに、人権問題の解決のための人権教育事業を積極的に推進しています。

施策の課題

人権教育を推進するためには、学校、家庭、地域、企業などを対象とし、多くの市民参加のもとで、より効果的に人権意識を高めるための事業を展開する必要があります。

施策の目的

市民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題の解決に主体的に取り組めるよう人権教育を推進します。

施策の内容

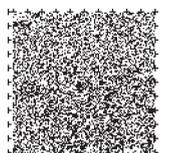
(1) PTA・児童生徒・教職員に対する人権教育の推進

幼稚園・小学校・中学校のPTA等を対象とした人権教育研修会を開催するとともに、各種啓発事業を展開することにより、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消に役立て、人権意識の高揚に努めます。

また、児童生徒の人権感覚を培うための人権教育を実践していきます。

さらに、教職員の人権意識を高めるための研修等を行います。

- | | |
|-------|------------------|
| 主な取組み | ○PTA等への人権教育研修の開催 |
| | ○児童生徒への人権教育の充実 |
| | ○教職員への人権教育研修の開催 |



(2) 家庭・地域における人権教育の推進

広報紙に人権に係わる啓発文を掲載し、人権意識の高揚に努めます。

また、教育集会所の整備充実に努めるとともに、教育集会所事業の内容を充実させ、地域住民の人権意識の高揚、地域住民相互の交流を図ります。

- 主な取組み
- 人権教育事業の推進
 - 教育集会所の整備充実
 - 教育集会所事業の充実

(3) 企業・事業者に対する人権教育の推進

企業・事業者を対象とした人権教育講座を開催するとともに、各種の啓発事業等を推進することにより、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚、差別意識の解消を図ります。

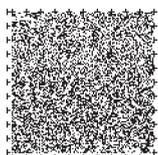
- 主な取組み
- 人権教育講座の開催
 - 人権教育指導者の養成

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
PTA 人権教育研修会の開催数	回	4	4	
野久喜集会所事業参加者数	人	1,284	1,580	
内下集会所事業参加者数	人	382	490	
社会人権教育指導者養成講座の参加者数	人	312	325	

協働の指針

- 基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努め、学習機会に参加します。
- 人権尊重の意識を高め、日常生活に生かします。
- 事業者は、事業所内での人権学習、人権啓発を実践し、雇用や待遇による差別を撤廃します。



6 生涯学習の推進

施策の現状

近年、社会の成熟化や国際化、情報化、高齢化等が進展したことに伴い、心の豊かさや生きがいなどを求めて、人々の学習ニーズは増大するなど、生涯学習に関する関心は高まりを見せています。

本市では、平成25（2013）年度に久喜市生涯学習推進計画を策定し、同計画に基づいて、公民館、図書館などの施設において、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会を開催しています。

また、生涯学習やボランティア活動を通じて地域コミュニティ*づくりの担い手及び指導者・リーダーを育成する久喜市市民大学事業、社会参加による生きがいを高めるための久喜市高齢者大学事業、学校・家庭・地域が連携して実施する放課後子ども教室事業などを推進するとともに、学習情報の提供、広報・啓発活動、社会教育団体の育成等に努めています。

さらに、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、生涯学習センター及びこども図書館の整備を推進しています。

施策の課題

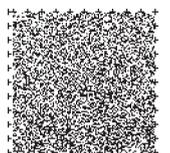
生涯学習の実施にあたっては、様々な学習機会の提供とともに、身近な地域での講師の確保や学習成果を生かす環境づくりが必要です。さらに、学校・家庭・地域の連携・協力とともに、家庭及び地域の教育力の向上が求められています。

このため、公民館、図書館など社会教育施設の設備や運営面での充実を図るとともに、市民の学習ニーズを的確に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行います。

また、市民大学・高齢者大学の講座の充実、生涯学習推進大会の工夫、放課後子ども教室の充実など、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

施策の目的

学びたい人がだれでも、いつでも、どこでも、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる社会づくりに努めます。



施策の内容

(1) 多彩な生涯学習機会の提供

市民大学・高齢者大学の講座内容の充実や生涯学習出前講座・生涯学習人材バンク*の活用等、様々なニーズにあった学習機会を提供します。

生涯学習センターでは、生涯学習の中核を担う施設として、市民の学習や文化芸術活動を支援するとともに、幅広い事業展開や文化芸術・生涯学習の総合的な情報の収集・提供機能の充実を図ります。

また、生涯学習情報紙の発行により、生涯学習に関する情報の提供を行います。

さらに、生涯学習研修大会（まなびすとフォーラム）や生涯学習推進大会（まなびすと久喜）を支援して、日ごろの成果を発表する機会等を提供することで、各団体の活動の活性化を図るとともに、市民の生涯学習への参加の動機付けをします。

- | | |
|-------|--|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none">○生涯学習の機会の充実○市民大学・高齢者大学の充実○生涯学習情報の収集と提供○生涯学習研修大会や生涯学習推進大会への支援○生涯学習活動団体の活性化の促進 |
|-------|--|

(2) 保護者の交流機会の提供・支援

PTA活動が保護者同士の交流の場ともなるよう、保護者に企画運営を委ねた家庭教育学級*の開催を支援します。

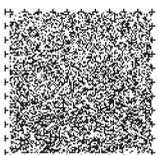
また、子育て支援の講演会等の開催及びスポーツ活動、料理講習会、手芸講習会等の開催を通して、情報提供と交流の場の充実を図ります。

- | | |
|-------|---|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none">○子育てについての意見交換の場の充実○各種講演会等の充実 |
|-------|---|

(3) 生涯学習環境の整備・充実

生涯学習関連施設が利用しやすいものとなるよう、施設の適切な維持管理や計画的な改修により、利用者の利便性や快適性・安全性を確保します。また、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、生涯学習センターの整備を推進します。

- | | |
|-------|---|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none">○生涯学習施設の建物及び設備の整備・充実○生涯学習施設の利用促進○生涯学習センターの整備・充実 |
|-------|---|



(4) 公民館活動の充実

生涯学習の推進のため、公民館の適正配置、各公民館の環境整備と市民が利用しやすい管理運営の充実を図り、市民の自主的学習活動の支援及び活動の場を提供します。

さらに、特色のある公民館事業を展開するため、公民館運営委員と連携を図り、市民や地域のニーズに応じた公民館活動の充実を図ります。

また、市民が安全で快適に利用できる学習環境の充実を図るため、公民館の計画的な修繕・改修等を行います。

- 主な取組み
- 公民館事業の充実
 - 公民館運営の充実
 - 公民館の適正配置の検討

(5) 図書館サービスの充実

久喜市図書館サービス基本計画に則った図書館サービスを推進するため、既設の図書館、公民館図書室の充実を図るとともに、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、こども図書館の整備を推進します。

さらに、市民の多種多様な学習情報のニーズに応え、市民の学習活動や、地域連携を支援する図書館として、質の高い図書館サービスの提供を図るとともに、久喜市子ども読書活動推進計画に則った読書活動を推進します。

- 主な取組み
- 久喜市図書館サービス基本計画の推進
 - 久喜市子ども読書活動推進計画の推進
 - こども図書館の整備
 - 図書館施設の充実

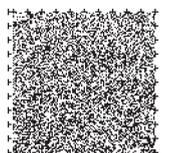
(6) 市民大学・高齢者大学の充実

市民大学では、市内4地区で講座を設定し入学者を増やすことで、地域コミュニティづくりの担い手及び指導者・リーダーを育成します。

また、高齢者大学では、趣味活動や社会参加による生きがいを高めるよう、講座等の検討や見直しを行います。

さらに、市民大学・高齢者大学生や卒業生に対し、市の附属機関や地域活動への参加を促し、地域コミュニティづくりの支援に努めます。

- 主な取組み
- 市民大学の充実（再掲）
 - 高齢者大学の充実（再掲）



(7) 放課後子ども教室の推進

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに安全・安心な活動拠点として、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。

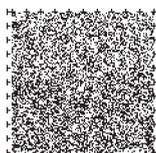
- 主な取組み
- 放課後子ども教室の推進
 - 放課後子ども総合プランの推進

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
生涯学習関連の講座・教室の参加者数	人	14,452	14,600	
生涯学習人材バンク登録者数	人	221	225	
家庭教育学級の参加数 (小・中学校PTA等)	学級	30	40	
生涯学習センター利用者数	人	-	102,000	
公民館利用者数	人	387,090	381,000	
人口一人当たりの図書の出冊数	冊	4.94	5.43	

協働の指針

- 学びを通じて現在の市の現状と問題を知り、その学んだ成果をまちづくりに生かします。
- ボランティアとして自己の持つ技能・知識を生かして、学校現場等で子どもたちに学校では学べないことを教え伝えます。



7 歴史・文化の継承と活用

施策の現状

文化芸術には楽しさや感動、精神的な安らぎを感じさせ、人生を豊かにする働きがあり、市民は、このような文化芸術に触れ、自らがその創造に参加したいという欲求を持っています。そのため本市では、各地区で開催される自主的な市民文化祭のほかに、日常の文化芸術活動の成果として展示会や発表会といった「発表の場」を提供するとともに、優れた文化芸術鑑賞の機会も広く提供しています。

また、市内には、国・県・市指定文化財が97件（平成28（2016）年度末現在）存在し、埋蔵文化財包蔵地も120か所以上あるなど、貴重な文化財を数多く有しています。これらの誇るべき文化財の保存・継承に取り組むとともに、正しい情報を積極的に発信しています。

施策の課題

各地区の様々な文化芸術事業は区内住民の参加が多い傾向にあることから、地区固有の文化芸術活動を尊重しながら、各地区間同士の情報交換や人的交流を促進していく必要があります。

また、各種文化財の調査や指定文化財の保護と活用を推進していくとともに、これらの活動で得られた情報は、できる限り市民に公開していく必要があります。

施策の目的

多様な文化芸術活動を支援するとともに、市民が文化芸術に触れることができる機会の充実を図ります。

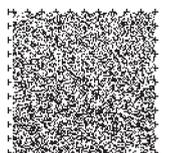
また、市内の貴重な文化財を未来に継承するとともに、地域の活性化に役立てます。

施策の内容

（1）文化芸術団体の育成・支援

文化芸術活動を日常的に行っている団体の規模や実情にあわせた育成、支援を行うとともに、より一層の文化活動を促進させるため、各地区の文化団体連合会等の統合に向けて情報提供や連携、協力を行います。

- 主な取組み
- 文化芸術団体の活動支援及び育成
 - 文化団体連合会等の統合に向けた協力・支援



(2) 文化芸術活動等の充実

豊かな文化芸術の発展を目指して、様々な文化振興事業を開催し、団体及び個人の成果を発表する場の提供と文化芸術鑑賞の機会の提供を併せて行っていきます。

また、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、市民ギャラリーの整備を推進します。

- 主な取組み
- 文化芸術活動の成果発表及び鑑賞する機会の充実
 - 市民ギャラリーの設置
 - 文化芸術活動の情報提供

(3) 地域文化資源の発掘

市内の歴史的な地域文化資源や本市にゆかりのある人物についての調査で得られた貴重な成果は刊行物として発行して、市民や市外の関係者等も利用できるようにします。

また、インターネットの普及に伴い、これらの刊行物を市のホームページでも利用できるようにしていきます。

- 主な取組み
- 調査報告書の刊行
 - 歴史的な地域文化資源の情報の発信
 - 市史編さんの検討

(4) 文化財の保存・継承

所有者や保存会等と協力しながら、指定文化財の保護や後継者育成・伝承活動に取り組みます。

また、違法な開発によって貴重な埋蔵文化財が消滅することのないように、関係機関と連携して埋蔵文化財包蔵地の保存に取り組みます。

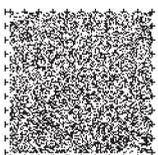
- 主な取組み
- 指定文化財の保護活動への支援
 - 埋蔵文化財包蔵地の適切な保存
 - 指定無形民俗文化財の後継者育成・伝承活動への支援

(5) 文化財の活用

市民自らが郷土の歴史や文化を再発見・再認識できるようにするため、絶えず指定文化財に関する情報を発信していきます。

また、郷土に対する愛着心を醸成するため、市内の誇るべき文化財についての講座を開催します。

- 主な取組み
- 指定文化財に関する情報の発信
 - 指定文化財の説明板の整備
 - 「歴史文化基本構想」策定の検討



(6) 郷土資料館の充実

所蔵資料を活用するために、展示や講座等での利用だけにとどまらず、所蔵資料の情報を積極的に市民に発信していきます。

また、市民の学びの場として人が集う館運営を念頭に、生涯学習や学校教育を積極的に支援します。

- 主な取組み
- 展示の実施等による所蔵資料の活用
 - 市の歴史を紹介する講座の開催等

(7) 本多静六博士の顕彰

日本で最初の林学博士であり、「日本の公園の父」と称される郷土の偉人本多静六博士の顕彰を推進するとともに、積極的な情報発信を行います。

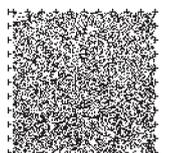
- 主な取組み
- 本多静六博士の顕彰
 - 本多静六記念館の充実

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
久喜市美術展出品者数	人	379	450	
久喜市美術展入場者数	人	2,135	2,800	
市民芸術祭入場者数	人	911	800	
吹奏楽フェスティバル入場者数	人	1,968	2,100	
街かどコンサートの実施回数	回	7	8	
郷土伝統芸能後継者育成活動の実施回数	回	377	380	
郷土資料館の入館者数	人	7,766	7,900	

協働の指針

- 文化芸術に関心をもち、講演や学習会、その他市民活動に積極的に参加します。
- 地域における文化芸術活動の振興、地域間の文化交流に努めます。
- 文化財の地域での保存・管理に協力します。
- 指定文化財の保存会等が自ら行う後継者育成や伝承活動に協力します。



8 スポーツ・レクリエーション活動の充実

施策の現状

スポーツ・レクリエーション活動は市民の健康や体力づくり、趣味等のために役立つ手段だけではなく、豊かで活気に満ちた地域社会の形成に重要な役割を担っています。

平成23（2011）年にスポーツ振興法を全面的に改正したスポーツ基本法により、スポーツに関する国及び地方公共団体の責務が定められました。本市では、平成28（2016）年度に久喜市スポーツ推進計画を定め、同計画に基づきスポーツを推進しています。

市内の総合運動公園、体育センター、プールなどのスポーツ施設や学校体育施設は、体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会の加盟団体をはじめとする様々な団体や市民のスポーツ・レクリエーション活動の場となっています。

また、久喜マラソン大会や地区体育祭などの開催により、スポーツ・レクリエーションを通じた市民交流も活発に行われています。

施策の課題

スポーツの機会の提供や競技力の向上が課題となっており、課題解決のためには、市民が参加しやすいスポーツ大会等の開催や地域におけるスポーツ振興の拠点としての機能を有する、総合型地域スポーツクラブ*の育成が求められています。

施策の目的

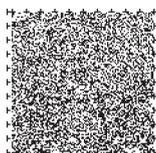
スポーツへの多様な関わり方や地域のスポーツクラブ・スポーツ指導者などに支えられ、生涯にわたって多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことにより、健康の保持・増進が図られ、明るく活気に満ちた社会の形成を目指します。

施策の内容

（1）スポーツ・レクリエーション施設の充実

市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ場として、社会体育施設や学校体育施設の充実に努めます。

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 主な取組み | ○社会体育施設の充実
○学校体育施設の利用の促進 |
|-------|-----------------------------|



(2) スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実

市民の健康づくりや体力の向上に資するため、各種の大会、教室等を開催するとともに、地域における指導者を育成し、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実を図ります。

- 主な取組み
- スポーツ・レクリエーション大会・教室等の充実
 - スポーツ・レクリエーションに関する情報収集と広報活動の充実
 - 地域における指導者の資質の向上

(3) スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流の促進

スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流を促進するため、多くの市民が参加できる久喜マラソン大会や地区体育祭等を開催します。

- 主な取組み
- 久喜マラソン大会の開催
 - 地区体育祭の開催
 - 多くの市民が参加できるスポーツ大会等の開催

(4) スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援

市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりを推進するため、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図ります。

また、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの創設を支援します。

- 主な取組み
- スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援
 - 総合型地域スポーツクラブの創設支援

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
社会体育施設利用者数	人	277,422	281,000	
学校体育施設利用者数	人	215,514	216,000	
スポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数	人	19,712	19,800	

協働の指針

- スポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加し、自らが健康で活力に満ちた生活を送ることを心がけます。
- スポーツ・レクリエーション活動に関する企画・立案に積極的に参加します。

